

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

岡住民課国保年金班 ☎84-1214

7月中旬に、令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。

医療分保険料額 (上限85万円)	=	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) × 所得割率9.40%	+	均等割額 51,000円
+				
子ども・子育て支 援金分保険料額 (上限2万1千円)	=	所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) × 所得割率0.25%	+	均等割額 1,310円
II				
年間保険料額				

(※)「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額と山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額43万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料の納め方

年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2通りです。

※複数の年金を受給中の場合は、年金受給額の合計ではな

く、一定の順序に従い選択された1つの年金で判定し、特別徴収される年金は、介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。

●特別徴収

①4・6・8月は仮徴収とし、年間保険料が決定するまでは、仮算定された保険料を納めていただきます。基本的には今年2月の年金から天引きされた額が、仮徴収額となります。

②10・12・2月は本徴収として、前年所得の確定後に決定した年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。

※年金天引きにならない方

年金額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えてしまう方、介護保険料が天引きされていない方、年度の途中で後期高齢者医療被保険者になった方、年度途中で転入した方など

●普通徴収

普通徴収は7月から翌年2月までの年8回、納付書または口座振替で納めていただきます。

※国民健康保険税で口座振替を利用していた方も、再度口座振替の申し込みが必要ですので、取扱金融機関で手続きをしてください。

介護保険料決定通知書を送付します

岡福祉課介護班 ☎84-1257

7月中旬に、65歳以上の方へ令和8年度介護保険料決定通知書を送付します。

保険料の納め方

●特別徴収

年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

●普通徴収

通知書に同封の納付書で、最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ、役場出納室で納めてください。詳しくは、納付書裏面をご確認ください。

新たに65歳になった方

令和8年4月2日以降に65歳になった方は、令和8年度の介護保険料は年金から差し引かれないため、普通徴収で納めていただきます。

便利な納付方法(普通徴収)

●スマホ決済アプリ

納付書に印字されているバーコードを読み込むことで、納期限内であれば、いつでも納付することができます。

【利用できるスマホ決済アプリ】

- PayPay
- d払い
- au PAY

※注意事項

領収書は発行されませんので、必要な方は金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。

●コンビニエンスストア

日本全国で、休日夜間を問わず納付することができます。

【納付できるコンビニエンスストア】

- セブン-イレブン
- ローソン
- ファミリーマート

などの全国の主なコンビニエンスストア

【コンビニエンスストア店舗では取り扱いができない納付書】

- バーコードの印字がないもの
- 破損(折り曲げを含む)・汚損などでバーコードの読み取りができないもの
- 印字してある金額を訂正したもの

●口座振替

各納期限ごとに自動で引き落とされます。申し込みは、口座のある金融機関または郵便局に、通帳・通帳届出印・介護保険料納付書を持参して手続きをしてください。

なお、口座振替ができない金融機関もありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。



↑町ホームページ
はこちら